

羽生市まち・ひと・しごと創生市民会議委員

募集要項

1 趣旨

この要項は、市の人口減少対策、地域経済の活性化の取り組みを示した「羽生市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、市民からの幅広い意見を反映させるため、羽生市まち・ひと・しごと創生市民会議委員の一部を公募により選出することに關し必要な事項を定めるものとする。

2 募集人数

公募する委員の数は、2名とする。

3 任期

任期は、委嘱日から2年とする。

4 応募資格

- (1) 18歳以上で、羽生市在住又は在勤であること。
- (2) 平日（昼間）の会議に出席できること（年2回程度）。

5 委員報酬

1回3,500円

6 応募方法

- (1) 羽生市まち・ひと・しごと創生市民会議委員応募申込書に住所、氏名、生年月日及び連絡先電話番号並びに「羽生市の人口減少対策又は地域経済の活性化について」の意見を含めた応募理由（任意様式、400字以内）を作成した上で、提出するものとする。
- (2) 提出は、本市企画課への持参、郵送又は電子メールによるものとし、締切日必着とする。
- (3) 提出された応募書類は、返却しない。

7 応募期間

応募受付期間は、令和6年4月1日（月）から令和6年5月15日（水）までとし、持参による応募書類の受付は、土、日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

8 公募周知の方法

本市の広報誌及び公式ホームページにより募集の周知を行うものとする。

9 選考方法

委員の選考は、応募理由について市が別表1の評価指標により評価し、選考した結果に基づいて市長が決定する。

10 結果の通知

- (1) 選考結果は、令和6年6月中（予定）に応募者全員に文書で通知するものとする。
- (2) 選考の過程及び評点については非公開とする。ただし、自己の評点については、この限りではない。

11 再公募の不実施

募集期間が終了し応募がないとき、応募人数に達しないとき、選考の結果選出できるものがいないとき又は任期途中で欠員となったとき、いずれの場合においても改めて公募は行わない。

12 個人情報の取扱い

「個人情報の保護に関する法律」に基づき、適正な管理を行う。

別表1

| 項目 | 満点 | 評価視点 |
|----------|----|---------------------------|
| (1) 文章構成 | 5 | テーマに沿った内容になっているか等 |
| (2) 積極性 | 5 | 市政参加への熱意、積極性がみられるか |
| (3) 論理性 | 5 | 論理展開に飛躍、矛盾がないか |
| (4) 具体性 | 5 | 一般論だけではなく、具体的な考えがしめされているか |
| (5) 審議能力 | 5 | 委員としての資質がうかがえるか |